

令和9(2027)年度 保育所入所のしおり

(このしおりは、入所申込の方法、保育所での生活状況、児童の健康管理と福祉事務所からのお知らせを記載してありますので、ご利用ください。)

生涯にわたり日常生活を営むうえで必要な
「あいさつ」を子どもの頃から楽しく身につけよう！



安芸市オリジナルソング「あいさつのうた」キャラクター あいちゃん&さっくん

安 芸 市 福 祉 事 務 所 保 育 係

〒 784-8501 安芸市土居 82 番地 1
平日 8:30~12:00・13:00~17:15
TEL 0887-37-9452
FAX 0887-35-1028
E-mail hoiku@city.aki.lg.jp
安芸市HP <https://www.city.aki.kochi.jp/>



市内保育所一覧表

<民間>

保 育 所 名	住 所	電話番号	開設時間 平日	開設時間 土曜日	利用 定員 *1	対象 年齢 *2
矢ノ丸保育園	矢ノ丸3-13-1	35-3600	7:30~18:30 (延長保育 18:30~19:30)	7:30~18:30	90	0~5才 (生後4ヶ月から)

※土曜日保育について

原則は午前中ですが、保護者の就労状況により午後6時30分まで保育します。

0・1歳児は給食あり。2歳児以上はお弁当持参。

<公立>

保 育 所 名	住 所	電話番号	開設時間 平日	開設時間 土曜日	利用 定員 *1	対象 年齢 *2
安芸おひさま保育所	西浜570	37-9310	7:30~18:30	7:30~18:30	135	0~5才 (生後4ヶ月から)
穴 内 保 育 所	穴内乙1688	35-4750	8:00~17:30	8:00~12:00	30	1~5才
井 ノ 口 保 育 所	井ノ口乙72	34-2550	8:00~17:30	8:00~12:00	45	1~5才
土 居 保 育 所	土居1056	35-2067	8:00~18:00	8:00~12:00	70	1~5才
川 北 保 育 所	川北甲2548-1	35-6810	8:00~18:00	8:00~12:00	20	1~5才
伊 尾 木 保 育 所	伊尾木818	35-2480	8:00~17:30	8:00~12:00	25	1~5才

※安芸おひさま保育所の土曜日保育について

原則は午前中ですが、保護者の就労状況により午後6時30分まで保育します。

お弁当持参。0歳児については、1歳を過ぎお弁当持参になれば保育します。



*1 利用定員は変更になる場合があります。

*2 対象年齢は、入所年度の4月1日の満年齢です。

○病児・病後児保育事業・・・病中・病後で保育所等に通所できない児童を一時預かりしています。

安芸市病児・病後児保育 ベ イ ビ ー キ ッ ズ	開設場所	電話番号	定 員	対象年齢
	本町3丁目10-30 尾木医院	34-3155	1日あたり3名	0才~小学3年生

○子育て支援事業・・・保育所に入所していないお子さんへの子育て支援を行っています。

子 育 て 支 援	住 所	電話番号	内 容
地域子育て支援センター	西浜570 安芸おひさま保育所	37-9310	体験入園・子育て相談などを実施
一 時 保 育			定員:1日あたり5名 対象年齢:満1歳~就学前

目 次

○教育・保育給付認定と入所の申込について

教育・保育給付認定について	4・5
保育を必要とする事由について	6
利用申込について	7・8
（新規入所・転所）（継続入所）	
添付書類確認一覧表	9
教育・保育給付認定申請書兼入所申込書記入上の注意	10
記載例	11・12
保育料・副食費について	13・14・15
（参考）令和8年度利用者負担額（保育料）月額表	16

○子どもの生活

家庭で心がけること	18
保育所での生活	19
〈入園式〉〈登所、降所〉〈保育時間〉	20
〈延長保育〉〈家庭訪問〉〈おかまい保育・ならし保育〉	21
〈土曜日の保育〉〈休所日〉	
〈給食〉〈食物アレルギー〉〈午睡（お昼寝）〉	22
〈職員研修〉〈健診など〉	
〈保健師訪問〉〈フッ素洗口〉〈保育所との連絡〉	23
〈非常災害〉〈虐待通告〉〈写真等〉〈その他〉	
児童の健康管理　／　主な感染症	24・25
苦情・相談など	26

○様式集

就労証明書	(2部)
就労証明書添付書類	
診断書	
介護・看護証明書	
求職活動申立書	
入所理由申立書	
利用者負担額軽減申請書	
登所届・与薬依頼書・座薬依頼書	

教育・保育給付認定と入所の申込について

公立保育所・民間保育園共通

<文中の保育所は、保育園とも読み替えてください>



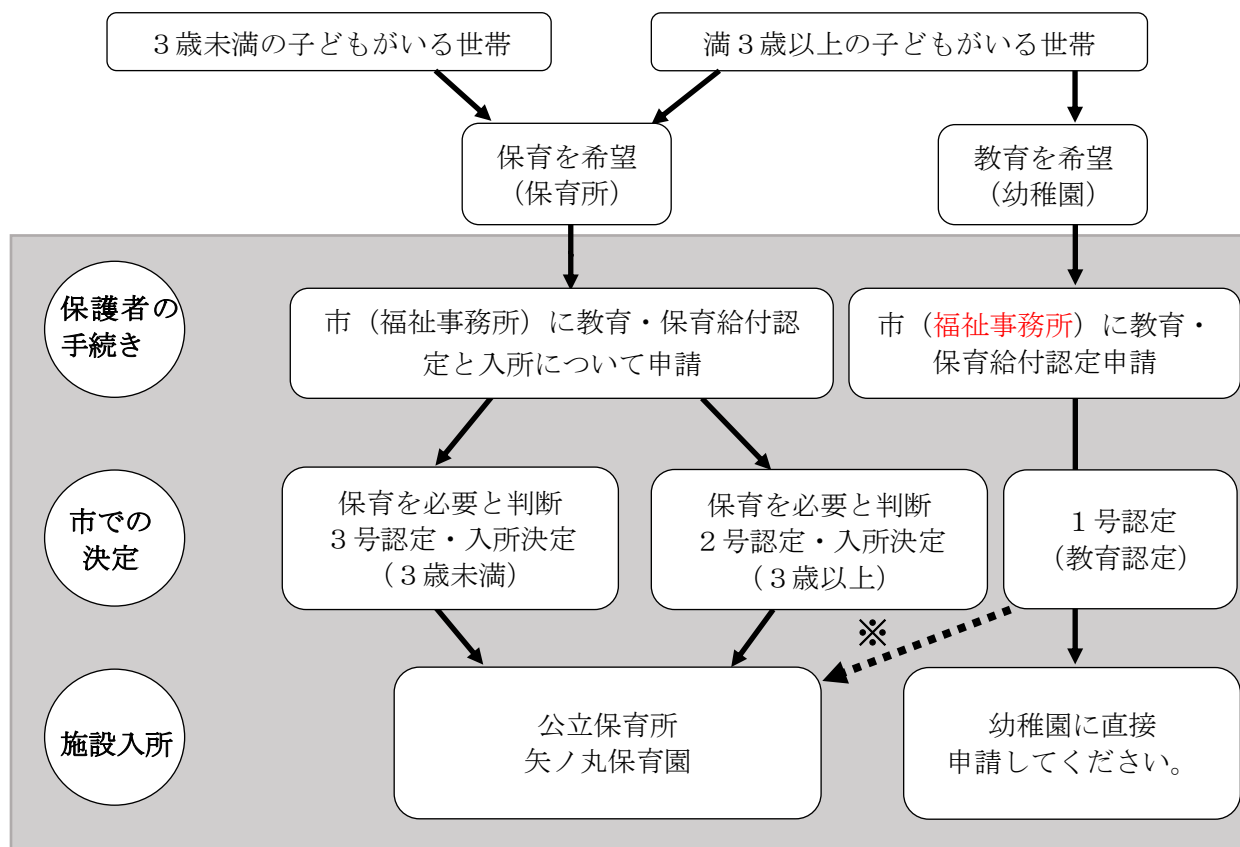
教育・保育給付認定について

保育所等の施設を利用するためには、保育の必要性などを判断するための教育・保育給付認定を受ける必要があります。

6 ページに記載している〈保育を必要とする事由〉に該当し、保育の必要性が認められた場合、下記の認定区分に従い教育・保育給付認定を行います。

教育・保育給付認定区分や保育の必要性の認定事由により利用できる時間や利用者負担額（保育料）が異なります。

《入所申請から利用施設の決定までの流れ》



※安芸市内に幼稚園が設置されていないため、3歳児以上の1号認定児童の受け入れについて、安芸市内の公立保育所で特別利用保育の制度を設けています。詳しくは、福祉事務所保育係にお問合せください。

《保育所への途中入所の場合》

●原則、入所希望月の3ヶ月前の月末までに入所の申請をしてください。

(例：8月入所希望→5月末までに申請)

●入所希望月の2ヶ月前

- ・市から受け入れの可否について連絡します。
受け入れ可の場合は、保育係と保育施設でお子様も含めた面接をそれぞれ行います。
- ・市から入所（保留）について決定通知をお送りします。

《認定区分》

年齢	教育・保育給付認定区分		対象となる子ども	利用できる施設
3～5歳	教育認定	1号認定	保育の必要性がなく、教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
3～5歳	保育認定	2号認定	保護者の就労等、6ページの保育を必要とする事由に該当し、保育を希望する子ども	保育所 認定こども園など
0～2歳	保育認定	3号認定		

※認定期間は1号・2号が小学校就学前まで、3号が満3歳の誕生日の前々日までです。

ただし、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までになり、速やかに変更の届出を行う必要があります。必要な手続きを行わない場合、認定が無効となることがありますので、ご注意ください。

※認定期間中でも年1回の現況届の提出が必要です（翌年度の認定申請兼入所申込と兼ねています）。

《保育必要量》

2号・3号認定を受ける人は保育の必要性の事由により、「保育標準時間」または「保育短時間」に区分され、保育施設等の利用可能な時間が決まります。

保育時間	例：保護者の就労の場合	利用可能な時間（平日）
保育標準時間	主にフルタイム （1ヶ月あたり約120時間以上の就労）	1日最大11時間まで 矢ノ丸保育園 7時30分から18時30分まで 安芸おひさま保育所 7時30分から18時30分まで 土居・川北保育所 8時00分から18時00分まで その他保育所 8時00分から17時30分まで
保育短時間	主にパートタイム （1ヶ月あたり48時間～約120時間未満の就労）	1日最大8時間まで 8時00分から16時00分まで

※保育の必要量によって保育料の料金設定も変わります。短時間認定（8時間）は、標準時間認定（11時間）より、利用時間が短いため、保育料は標準時間認定よりも低く設定されています。

※保育標準時間の認定区分に該当しても、保育短時間認定を選択することもできます。（その場合、保育料も保育短時間基準となります。）

※保育標準時間や保育短時間の認定を受けても、認定された保育時間を超えて保育を実施しています（23ページの延長保育参考）。

【留意事項】

教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業所）への入所については、以下のことをあらかじめご承知ください。

- ・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合があります。
- ・希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合があります。
- ・保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合があります。

保育を必要とする事由について

保育所に入所できるのは、安芸市内に住所を有し、保護者のいずれもが、次のいずれかの事情により、子どもの保育にあたれない状態と認めるときに限りです。

保育を必要とする事由	内容	保育必要量
(1) 就労	<u>月48時間以上労働しており、その児童の保育ができない場合。月120時間未満労働は保育短時間、月120時間以上労働は保育標準時間になります。</u> <u>※雇用契約期間が決まっている場合は、契約終了日の属する月の末日までの期間。</u>	保育短時間 保育標準時間
(2) 妊娠、出産	母親が妊娠中であるか、または出産後間がないため、その児童の保育ができない場合。 <u>※産前8週、産後8週を経過する日の翌日の属する月の末日までの期間。</u> (産休後も引き続き入所を希望される場合は、就労証明等が必要になります。)	保育標準時間
(3) 保護者の病気・けが・障害	病気であつたり、心身に障害があつたりするためその児童の保育ができない場合。	保育標準時間
(4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	その児童の親族に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるために、保護者がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合。	保育標準時間
(5) 災害復旧	火災や風水害や地震などの災害の復旧にあつており、その児童の保育ができない場合。	保育標準時間
(6) 求職活動 (起業準備を含む)	求職活動中であり、その活動のためその児童の保育ができない場合。 <u>※90日を経過する日の属する月の末日までの期間。</u>	保育短時間
(7) 就学・職業訓練	学校や職業訓練校などに通っており、その児童の保育ができない場合。 <u>※卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間</u>	保育短時間 保育標準時間
(8) 虐待・DVのおそれがある	虐待やDVのおそれがあり、その児童の保育が困難であると認められる場合。	保育標準時間
(9) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である	<u>育児休業が終了する月まで *</u> ただし、保育施設に入所できないことを理由に育児休業を延長する場合は、当該年度末まで延長することができる。	保育短時間

* (9) 育児休業取得中の保育施設継続利用について

保育施設利用中児童のきょうだいの出産により、育児休業を取得される場合、次の要件をすべて満たす場合には、育児休業中の継続入所が認められます。

認定要件

- ① 育児休業取得時から保育施設を既に利用しており、児童の福祉の観点（環境の変化に留意するため）から育児休業期間中も継続して利用させることが必要と認めた場合
- ② 保護者の育児休業中も就労先との雇用契約が継続しており、育児休業終了後に復職することが決まっている場合
- ③ 「入所理由申立書」、「就労証明書」の提出

利用申込について

保育を必要とする事由（6 ページ）を確認していただき、保育目的で入所を希望される方は、次の手続きをしてください。

新 規 入 所 ・ 転 所

1. 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書（表と裏）に必要な事項を記入してください。（10 ページの記入上の注意、11・12 ページの記入例を参考にしてください。）

2. 次のとおり面接をしますので、必要な書類を持参してください。
（持参するもの）

① 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書

② 就労証明書などの添付書類……9 ページをご確認ください。

※面接日に間に合わない場合は、用意ができれば保育係まで提出してください。

③ 面接に来られる保護者の顔写真がついた本人確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証など

3. 面接の日程と場所

面接日	時間	面接場所
10/28（水）	9：30～10：00	川北保育所
	10：30～11：00	穴内保育所
10/29（木）	9：30～10：00	井ノ口保育所
11/4（水）	9：30～10：00	伊尾木保育所
	10：30～11：00	土居保育所
11/5（木）	10：00～11：00	安芸おひさま保育所
11/6（金）	10：00～11：00	矢ノ丸保育園 乳児棟
11/8（日）	9：30～10：30	福祉事務所 保育係 （安芸市役所1階 7）

① 保護者と児童と一緒に簡単な面接を行います。受付順に面接します。

② 面接は、上記日時の都合の良い日または場所にお越しください。
事前予約は実施していません。

※入所を希望する保育所に限らず、どの会場でも面接ができます。

③ 入所申請の〆切は、11月8日（日）10：30までです。

※安芸市では、保育所（園）と小学校との連携事業を行っています。入所を検討される際は、入学予定の小学校区についてもご考慮ください。

《入所前の保育所見学について》

入所前に保育所の見学をすることができます。希望される方は事前に保育所に連絡をして見学してください。

継 続 入 所

教育・保育給付認定申請書兼入所申込書に記入のうえ、必要書類を添えて現在通所中の施設（保育所）へ令和8年10月23日（金）までに提出してください。（9～12ページを参考にしてください。）

※添付書類が間に合わない場合は、用意ができれば保育係か施設まで提出してください。

《教育・保育給付認定及び入所選考》

1. 入所希望者が、保育所の受入可能人数を超えた場合は、市が定める基準（安芸市保育施設等の利用調整に関する要綱）に基づき優先順位を決定し、順位の高い人から利用を決定しますので、利用調整の結果、希望する保育施設が利用できない場合があります。

※虚偽の記載や、利用調整後に申込内容に変更が生じた場合は、決定を取り消すことがあります。

2. 入所できなかった場合も、申込書を市で保管し、欠員がありしだい選考のうえ順次入所を決定します。

申請のあった教育・保育給付認定については、子ども・子育て支援法の規定により、当該申請日から起算して30日以内にその結果を通知することになっていますが、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、4月入所に限り教育・保育給付認定申請の結果は入所の決定と併せて通知します。

《決定通知》

可否の決定は、2月中旬頃各ご家庭に通知します。

《変更の届出》

ご家庭の状況（死亡、婚姻、離婚等）、住所、勤務先、税額、保育を必要とする事由の変更（就労から求職中、就学から就労等）があった場合、退所する場合など、変更等があったときは直ちに保育係に届け出てください。必要な手続きを行わない場合、認定が無効となる場合があります。

※申請の翌月からの認定となるため、事前に変更が分かっている場合は、すみやかに変更の手続きをしてください。

※変更される場合は「教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届」（各保育施設、保育係窓口またはホームページに掲載。）を提出してください。その他添付書類が必要な場合がありますので、ご相談ください。

《退所について》

保育所を退所するときは、通所中の保育所長に連絡後、退所届を保育係まで提出してください。保育所を退所となるのは、次の場合です。

※退所届は保育係にあります。

1. 保育の実施を必要とする理由がなくなったとき。
2. 住所を市外へ移すとき。（必ず事前にご相談ください。）
3. お子さんが長期にわたって欠席したとき。
4. 必要な書類が提出されないとき。
5. 求職中が長期にわたるとき。

添付書類確認一覧表

下の表は、教育・保育給付認定申請書兼入所申込書提出時に必要なものの一覧表です。あなたのご家庭の状況を確認して、書類を準備してください。

※同時入所の兄弟等がいる場合は、証明書等は1通でかまいません。

			提出書類 添付書類	備考
(1)	就 労	会社員等雇用されている方(パート、就労予定・復帰を含)	・就労証明書	雇用期間が決まっており、契約が更新となった場合は、更新時に就労証明書を再提出してください。
		自営業・農業・漁業等(専従者も含)	・就労証明書 ・就労証明書添付書類 ・営業の確認ができるもの	(添付)営業の確認ができるもの (営業許可証、登記事項証明書、開業届、確定申告書、源泉徴収票等の写し など)
(2)	妊娠、出産		・入所理由申立書 ・母子健康手帳の写し	(添付)母子健康手帳(母氏名・出産予定日記入ページ)の写し
(3)	病気・けが・障害		・入所理由申立書 ・病状が確認できる書類の写し	(添付)診断書や身体障害者手帳など病状が証明できる書類の写し
(4)	介護・看護		・介護・看護証明書	証明書には民生委員・児童委員の証明が必要
(5)	災害復旧		・入所理由申立書 ・り災状況が確認できるもの	(添付)り災証明書等
(6)	求職活動		・求職活動申立書 ・求職受付票の写し	(添付)求職受付票または雇用保険受給資格者証の写し
(7)	就学・職業訓練		・入所理由申立書 ・就学や職業訓練の状況が確認できるもの	(添付)在学証明書・学生証等の写し、授業のカリキュラム表など就学状況が確認できる書類の写し
(8)	虐待・DV		・配偶者からの暴力被害者等の保護に関する証明書(保護命令の写し)等	
(9)	育児休業		・就労証明書 ・入所理由申立書	※すでに保育所に入所している場合のみ利用可能です。(6ページ(9)参考)
転 入	令和8年1月2日以降に 安芸市に転入された方		【他市町村からの転入】 転入前市町村との情報連携により市町村民税等の確認ができない場合は市町村民税の課税証明書の提出が必要になる場合があります。	
			【国外からの転入】 令和7年1月～12月及び令和8年1月～12月の年間収入が確認できる書類を提出してください。	
こども誰でも通園制度の登録をしている方			・乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定消滅届出書	※安芸市ホームページ→ 

注 住民税(市町村民税)申告が未申告の方は、必ず税務課で申告してください。
申告・相談等がない場合は、保育料が最高額となりますので注意してください。

- * 書類が締切日に間に合わない場合は、用意ができれば保育係または入所施設に提出してください。
- * 証明書様式は安芸市ホームページからダウンロードできます。



- * 認定内容に変更が生じた場合は、教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届や添付書類の提出が必要です。提出した翌月からの認定となりますので、変更が生じた場合は速やかに保育係へご相談ください。(例: 保育を必要とする事由・住所・氏名の変更、保護者の異動(結婚・離婚)など)

教育・保育給付認定申請書兼入所申込書記入上の注意

保護者が、下記に注意し**正確**に記入してください。申請書は、申請する児童ごとに1枚ずつ用いてください。ペンまたは消せないボールペンで楷書ではっきりと記入してください。

※訂正の方法・・・修正ペン、修正テープは使用しないでください。訂正したい箇所を二重線で消してください。

【表面】

- 1 「申請する児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「健康状態・心身障害」の欄は、申請児童に係るものを○で囲み、具体的な内容を記入してください。
- 3 「住所・連絡先」欄の（連絡先）については、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入してください。
- 4 ①「世帯の状況」の欄は、別居・同居に関わらず、申請児童本人を除く同一生計の家族について記入するとともに、該当するものを○で囲んでください。また、家族の中で申請児童の他に施設型給付費・地域型保育給付費の教育・保育給付認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定者番号」を「備考」に記入してください。
「家庭の状況」の欄は、該当する場合、□にチェック（☒）してください。
- 5 ②「利用を希望する期間」の欄は「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。
原則、小学校就学前までが施設（事業所）の利用を希望する期間です。ただし、以下の事由の場合は、利用最長期間が異なります。（就労（雇用契約期間有）：契約終了日の属する月の末日。求職中：利用開始日から90日経過した日の属する月の末日。出産：出産日から8週を経過する日の翌日の属する月の末日。就学：卒業又は修了予定日が属する月の末日。）
- 6 ②「利用を希望する施設（事業所）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業所）名を記入し、また、その施設（事業所）を希望する理由（例：既にきょうだいを利用しているため、0歳児保育を実施しているため、家から近いため等）を記入してください。

【裏面】

- 7 ③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、保護者ごとに、児童を保育できない理由を6ページの表の(1)～(9)のいずれに該当するかを判断して、該当する□にチェック（☒）または「その他」にチェック（☒）し、内容を（ ）内に記入してください。なお、(1)～(9)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合は「その他」にチェック（☒）し、内容を（ ）内に記入してください。
- 8 ④「児童の状況等」については、新規入所・転所児童のみ記入してください。

※9ページを確認のうえ、添付書類とともに提出してください。

【記入例：表面】

安芸市長 様 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書(兼児童台帳)																																																					
保護者それぞれが署名してください。 令和8年10月15日 代表者 保護者氏名: 続柄(父) 安芸 弥太郎 ※署名 続柄(母) 安芸 つつじ ※署名 ※代表者は安芸市内在住者(単身赴任等で市外在住者は不可)																																																					
以下のことに同意のうえ、次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の申請及び保育所入所の申込をします。 - 安芸市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報及び①世帯の状況に記載の内容についての情報を関係機関に求めること。 - 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書の記入事項の中で、利用調整及び保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業所に提供すること。 - 入所にあたり認定事務等が集中し審査に時間を要することから、認定結果は入所の決定と併せて通知します。 - 申請内容が事実と異なる場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。																																																					
申請する児童	ふりがな	あき ゆず		生年月日	R9. 4. 1の年齢	性別	続柄																																														
	氏名	安芸 ゆず		R 5 年 11 月 7 日	3 歳	男()女(○)	二女																																														
	個人番号	(1234 5678 〇〇〇〇)		※申請する児童の個人番号を記載																																																	
	健康状態	(良) 否	病気・アレルギー名()																																																		
住所・連絡先	心身障害	(無) 有	障害名()																																																		
	(住所) 784-8501 安芸市土居82番地1																																																				
保育の希望の有無(※)	(2号) 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等																																																				
	(3号) ☒ 保育標準時間利用(1日最大11時間まで) ☐ 保育短時間利用(1日最大8時間まで)							①②③を記入																																													
※「保育所等」とは、「幼稚園等」とは、 ※保育所を利用できるのは、「有」の方のみになります。「有」の方は、標準時間 か 短時間にチェックし、下の①～③のすべてに必要な事項を記入してください。 ※身体・療育・精神手帳、障害基礎年金等																																																					
①世帯の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>児童との続柄</th> <th>(生年月日)</th> <th>年齢</th> <th>性別</th> <th>職業</th> <th>学校・保育所名等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">申請児童を除く世帯員(同一生計の家族)の状況</td> <td>保護者</td> <td>あき やたろう</td> <td>35 歳</td> <td>男</td> <td>農業</td> <td>身体障害者手帳2級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>父</td> <td>安芸 弥太郎</td> <td></td> <td>男</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>母</td> <td>あき つつじ</td> <td>34 歳</td> <td>女</td> <td>株式会社 ○○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>兄</td> <td>あき りゅうたろう</td> <td>9 歳</td> <td>男</td> <td>〇〇小学校4年</td> <td>特別児童扶養手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>姉</td> <td>あき うたこ</td> <td>5 歳</td> <td>女</td> <td>〇〇保育所5歳児</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										区分	児童との続柄	(生年月日)	年齢	性別	職業	学校・保育所名等	備考	申請児童を除く世帯員(同一生計の家族)の状況	保護者	あき やたろう	35 歳	男	農業	身体障害者手帳2級		父	安芸 弥太郎		男				母	あき つつじ	34 歳	女	株式会社 ○○			兄	あき りゅうたろう	9 歳	男	〇〇小学校4年	特別児童扶養手当		姉	あき うたこ	5 歳	女	〇〇保育所5歳児		
区分	児童との続柄	(生年月日)	年齢	性別	職業	学校・保育所名等	備考																																														
申請児童を除く世帯員(同一生計の家族)の状況	保護者	あき やたろう	35 歳	男	農業	身体障害者手帳2級																																															
	父	安芸 弥太郎		男																																																	
	母	あき つつじ	34 歳	女	株式会社 ○○																																																
	兄	あき りゅうたろう	9 歳	男	〇〇小学校4年	特別児童扶養手当																																															
姉	あき うたこ	5 歳	女	〇〇保育所5歳児																																																	
【重要】世帯員それぞれの個人番号(12桁)を記載してください。 【重要】保育希望欄が「有」の場合：原則は小学校就学前ですが、保育を必要とする事由が以下の場合は利用できる期間が異なります。 【就労(雇用契約期間有)】契約終了日の属する月の末日 【求職中】利用開始日から90日経過した日の属する月の末日 【出産】産後8週を経過する日の翌日の属する月の末日																																																					
②利用を希望する期間、希望する施設(事業所)名 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用を希望する期間</th> <th>希望する施設(事業所)名</th> <th>希望理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 9 年 4 月 1 日 から ☒ 小学校就学前まで(6歳の最初の3月末日まで)</td> <td>第1希望 〇〇保育所</td> <td>自宅から近いため</td> </tr> <tr> <td>☐ 令和 年 月 日まで</td> <td>第2希望 □□保育所</td> <td>父の職場に近いため</td> </tr> </tbody> </table>										利用を希望する期間	希望する施設(事業所)名	希望理由	令和 9 年 4 月 1 日 から ☒ 小学校就学前まで(6歳の最初の3月末日まで)	第1希望 〇〇保育所	自宅から近いため	☐ 令和 年 月 日まで	第2希望 □□保育所	父の職場に近いため																																			
利用を希望する期間	希望する施設(事業所)名	希望理由																																																			
令和 9 年 4 月 1 日 から ☒ 小学校就学前まで(6歳の最初の3月末日まで)	第1希望 〇〇保育所	自宅から近いため																																																			
☐ 令和 年 月 日まで	第2希望 □□保育所	父の職場に近いため																																																			
利用を希望する施設は、複数記入してください、第1希望のみ記載したとしても、利用調整(入所決定)に有利となりません。																																																					

【記入例：裏面】

③保育の利用を必要とする理由等		保育の利用の必要とする理由であてはまるものについて、保護者毎にチェックを入れ、それを証明できる書類を提出してください。		
保育の利用を必要とする理由	続柄	父	☒ 就労 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 育児休業 ☐ その他()	
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 育児休業 ☐ その他()		
祖父母の状況	父方	【祖父】	住所 安芸市〇〇 氏名 安芸 一郎 生年月日 S 26 年 12 月 1 日 生 就労状況等 ☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 無職	
		【祖母】	住所 同上 氏名 安芸 花子 生年月日 S 27 年 8 月 1 日 生 就労状況等 ☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 無職	
	母方	【祖父】	住所 高知市〇〇 氏名 高知 太郎 生年月日 S 23 年 5 月 1 日 生 就労状況等 ☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☒ 無職	
		【祖母】	住所 氏名 生年月日 年 月 日 生 就労状況等 ☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 無職	
④児童の状況等(新規入所・転所児童のみ記入してください。)				
児童の状況	保育歴	()保育所・園・託児所 ・ 家庭で保育 ・ その他()		
	心身の発達状況	普通 ・ 疾病() ・ 未熟 ・ 虚弱		
	療育の状況	無 ・ 有()病院 ・ 療育福祉センター ・ その他()		
	その他	分娩状態	正常 ・ 異常()	0歳児について
		大・小便、衣服の着脱	ひとりでできる ・ ひとりでできない	かかりやすい病気
		偏食の有無	無 ・ 有()	記入者
アレルギー体質		無 ・ 有()卵	父 ・ 母 ・ 祖母 ・ 祖父	
兄弟姉妹の現況	家庭で保育 ・ ()保育所・園・託児所へ入所			
備考				
※保育の利用を必要とする理由には、必ず確認資料が必要です。この書類と一緒に提出してください。 ○記入例を参考にペンまたは消せないボールペンを使用し、楷書ではっきりと記入してください。 ○*印の欄は市の記載欄ですので、記入する必要はありません。				

*安芸市記載欄				
認定の可否		受付年月日	年 月 日	
可・否(否とする理由)	認定者番号	認定区分等		
年 月 日 認定		□1号 □2号 □3号 (□標準 □短)		
支給(入所)の可否		支給(利用)期間		
可・否(否とする理由)		自 年 月 日		
[□施設型 □地域型 □特例施設型 □特例地域型]		至 年 月 日		
入所施設(事業者)名				
☐ 保育所(□矢ノ丸 □安芸おひさま □穴内 □井ノ口 □土居 □川北 □伊尾木) ☐ 認定こども園(□連 □幼 □保) ☐ 保(□保 □幼) ☐ 地(□幼 □保) ☐ 幼稚園 ☐ 地域型(□小 □家 □居 □事)				
備 考				
*施設記載欄(施設(事業所)を経由して市に提出する場合)				
施設(事業所)名		受付年月日	年 月 日	
担当者氏名・連絡先	(担当者)	(事業所番号:)		
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定(年 月 日 契約(内定))) ・ 無			
備 考				

保育料・副食費について

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児までの全世帯、0～2歳児までの市町村民税非課税世帯の保育料が無償化されています。また、国の制度で別途徴収することとなった3～5歳児の副食費（おかず・おやつ代）については、子育て家庭の負担を軽減するため、市独自で無償化（上限5,100円）しています。

○3～5歳児の世帯、0～2歳児の非課税世帯の人 《副食費の軽減について》

3～5歳児の副食費の無償化については、市内の保育所に通う児童は手続き不要です。市外の保育所や認定こども園に通う児童については副食費を補助・助成しますので、詳しくは入所している施設にお問い合わせください。

0～2歳児は副食費が保育料に含まれたうで無償化されています。

《保育料と副食費以外の費用について》

無償化の対象となるのは保育料と副食費です。それ以外の実費徴収分は費用負担が必要です。実費徴収分は施設によって異なりますので、入所を希望する施設にご確認ください。

《副食費軽減のための市町村民税の申告のお願い》

副食費については、3～5歳児の児童は5,100円を上限に無償化・軽減されますが、国の制度による無償化の対象者と、市独自の軽減対象者を把握する必要があるため、収入のない人も含めて市町村民税の申告をお願いします。

○0～2歳児の課税世帯の人 《保育料の算定について》

保育料は、あなたのご家族の市町村民税額を合算した額で算定されます。

安芸市の保育料の基準については、国が定める上限額の範囲内で決定を行い、3月以降に通知します。

保育料は市町村民税額で決定する階層、保育必要量（保育標準時間、保育短時間）によって異なります。また、認定時間を超えた保育を希望する場合は、別途料金が発生します。

また、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。令和9年4月～8月分の保育料は令和8年度の市町村民税額により決定し、9月～3月分は令和9年度の市町村民税額により決定します。

9月：保育料算定切替月

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく 保育料					当年度の市町村民税額に基づく 保育料						

なお、修正申告等により税額が変わった場合や家庭の状況等に変化があった場合には、保育料が変更になる場合がありますので、すぐに保育係へ変更届を提出してください。

※ 保育料は、児童の4月1日の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中の年齢区分は変わりません。また、年度途中で入所した場合も4月1日の年齢により決定されます。

※ 住宅取得控除、配当控除、外国税控除、寄附金控除等の税額控除は、保育料の算定に適用されません。

住民税（市町村民税）の申告が未申告の方は、必ず税務課で申告してください。
申告がない場合は、保育料が最高額となりますので注意してください。

《第2子以降の保育料無料化について》

安芸市では、子育て世帯の経済的な負担を減らし、子育てしやすい環境をつくるため、保護者が養育している児童が2人以上いる場合、軽減申請をすれば、その第2子以降の保育料を無料にしています。（年齢・所得要件なし）

該当する方は、「利用者負担額軽減申請書」を教育・保育給付認定申請書兼入所申込書と一緒に提出してください。



《納入の方法》

口座振替の方法により納入していただきます。

毎月末日（１２月は２５日、ただし休業日の場合は翌営業日）にその月の保育料を四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、四国労働金庫、ＪＡ高知県、ゆうちょ銀行の振替依頼口座から引き落とします（月途中の入退所の場合は日割り計算となります）。

- ◎ 令和９年度新規入所児童及び口座変更を希望する場合は、「預金口座振替依頼書」により各金融機関での依頼手続きが必要です。
- ◎ 前年度の在所児童で、同一口座の場合は手続不要です。
- ◎ 口座振替は月１回限りですので、やむを得ず振替できなかった場合には、後日お渡しする納付書を使い、金融機関で納付してください。

《納期限の延長・減額等》

天災、その他特別な事情で、保育料の納期限の延長や減額を希望される方は、納期限までに保育係へご相談ください。

保育料を滞納すると保育所の運営に支障をきたします。毎月のすみやかな納入をお願いします。また、保育料を滞納した場合は、財産の差押え等の滞納処分を行います。

令和8年度利用者負担額（保育料）月額表

参考

安芸市では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、
保育料を第2子以降完全無料としています。

安 芸 市

階層	階層区分		保育料 3号認定	
			3歳未満児 保育標準時間	3歳未満児 保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯等		0 (0)	0 (0)
B 1	1を除 き、市町 村民税課 税額が次 の区分に 該当する 世帯	市町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)
C 1		所得割 48,600 円未満	9,750 (19,500)	9,650 (19,300)
D 1		所得割 48,600 円以上 57,700 円未満	15,000 (30,000)	14,800 (29,600)
D 2		所得割 57,700 円以上 97,000 円未満	15,000 (30,000)	14,800 (29,600)
D 3		所得割 97,000 円以上 169,000 円未満	22,250 (44,500)	21,950 (43,900)
D 4		所得割 169,000 円以上 301,000 円未満	30,500 (61,000)	30,050 (60,100)
D 5		所得割 301,000 円以上 397,000 円未満	40,000 (80,000)	39,400 (78,800)
D 6		所得割 397,000 円以上	52,000 (104,000)	51,200 (102,400)

上記各階層のうち母子（父子）・在宅障がい児（者）世帯等

B 1 B	市町村民 税課税額 が次の区 分に該当 する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0
C 1 B		所得割 48,600円未満	4,500 (9,000)	4,500 (9,000)
D 1 B		所得割 48,600 円以上 57,700 円未満	4,500 (9,000)	4,500 (9,000)
D 2 B		所得割 57,700 円以上 77,101 円未満	4,500 (9,000)	4,500 (9,000)

※（ ）は国が定める基準額

◎この表は、令和8年4月から令和9年3月までの月額表です。なお、3～5歳児の全世帯の保育料は、0円（無償）です。

◎上記所得階層区分は、4月分から8月分までは令和8年度の市町村民税、9月分から翌年3月分までは令和9年度の市町村民税により決定します。

◎保育料の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、市町村等に対する寄附金税額控除等の適用はありません。

◎児童の年齢が年度途中で3歳に達して2号認定に切り替わった場合でも、その年度中は3号認定の保育料となります。

◎上記に関わらず、第2子以降は軽減申請をすれば無料となります。